**会津坂下町木材利用促進基本方針**

令和５年４月１日

**第１　趣旨**

　この基本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき令和4年4月18日に改正されたふくしま県産材利用推進方針（平成23年7月12日策定）に即して、法第12条第1項に基づき町内の建築物等における木材利用の推進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材の利用の目標、地域産材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

**第２　建築物等における木材利用の促進の意義**

　森林から産出される木材は、加工時のエネルギー消費が比較的少なく、利用中は二酸化炭素を長期に貯蔵し、利用後は木質バイオマスエネルギーへの再利用が可能な資源であり、2050年カーボンニュートラル(※１)の実現や、ＳＤＧｓ(※２)の達成に貢献する資材である。

また、木材は、断熱性が高く、調湿性に優れ、紫外線吸収の効果、緩衝の効果が高いなどの性質を有している。木材の香りにリラックス効果があり、木材への愛着や誇り、さらには集中力を高めるなど、心理面・身体面・学習面等での効果も期待されている素材であることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

近年は、強度等に優れた建築用木材や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならずこれまで木材の利用が低位であった建築物全体における地域産材を初めとする木材の利用を推進し、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現を目指すため、当町の木材利用促進基本方針を定める。

（※１）「2050年カーボンニュートラル」とは、2050年までに二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロにすることをいう。国は令和2（2020）年10月に「カーボンニュートラル」を表明し、県も令和3（2021）年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言した。

（※２）「ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals の略称）」とは、世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包括性のある持続可能な社会の実現のため、平成27（2015）年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標のことをいう。

**第３　建築物における地域産材の利用の促進**

会津坂下町が行う公共建築物の整備に当たっては、建築基準法その他の法令に基づいて関係者間で検討し公共建築物について積極的に木造化を促進するものとする。

なお、木造化が困難な場合は、用途に応じて木造と他構造のハイブリッド構造も視野に入れながら、原則として木造化が図られるようにする。

木質化についても同様に検討し、原則として木質化が図られるようにする。

ただし、地域産材※３による木造化・木質化をする場合、計画・設計の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて検討するとともに、木材の利用による付加価値についても考慮するものとする。

町内の建築物については、民間建築物を整備する業者に対し本方針を周知するとともに、地域産材を利用しやすい体制を整備し、建築物全体について地域産材の利用を促進するものとする。

　（※３）地域産材とは、会津地域の森林から生産された木材のことをいう。

**第４　建築物以外の地域産材の利用の促進**

木質バイオマスボイラー等を設置すべきとした施設の当該機器に係る燃料については、原則として地域産材に由来する燃料を使用する。

また、町が実施する公共土木事業においても、木材を利用する場合は、地域産材を優先的に利用する。

**第５**　**地域産材を利用するための施策**

建築物を整備する際の木材の利用については、できる限り地域産材の使用に努めるものとし、林業・木材産業関係者等との連携を図り、地域産材を利用した技術や製品情報の提供を行い、円滑な供給体制を整備していく。

**第６　建築物木材利用促進協定の推進**

町は県と連携し、事業者が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」又はその他の事業者等による「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための町又は県による情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木材利用促進協定」という。）の締結を推進するものとする。

　なお、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を町のホームページで公表するものとする。

**第７　木材利用の拡大に向けた情報の発信**

　町民に対して木と触れ合い、木の良さを知ってもらう機会を提供し、町で整備した公共建築物を広報やホームページ等でＰＲしていくことで、町民の木材利用への関心、森林・林業への理解を深めてもらい、木材利用の促進を図る。